

## 令和2年度 第7回 福岡地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和2年10月12日  
16:00～16:55
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A  
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 5名  
労働者代表委員 4名  
使用者代表委員 5名
- 4 議題：(1)福岡県特定最低賃金の結審状況について  
(2)福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：(1) 令和2年度の福岡県特定最低賃金の5業種のうち、専門部会で公益代表委員案の「改正決定を行わない」に対し、採決の結果、全会一致に至らず、専門部会が閉会となった「福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金」の改定については、本審を開催して、本審委員による審議が行われる必要があること、ほか4業種については、すべて全会一致での結審に至り、答申済みであることが事務局から説明された。  
(2) 「福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金」にかかる審議を経た後、出席委員の採決による議決を行うことが確認され、採決の結果、全会一致をもって、当業種については「改正決定を行わない」ことが決議された。  
その結果、既に答申されている「福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」、「福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「福岡県自動車(新車)小売業最低賃金」の3業種及び改正決定を行わない旨で答申された「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」に加え、今回、本審での採決により全会一致で「改正決定を行わない」と決議された「福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金」の結審をもって、すべての特定査定賃金が答申された。  
これをもって、改定した3業種の特定最低賃金については、異議申出がなければ、12月10日に発効する予定となった(なお、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金」及び「福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金」の2業種については、最低賃金額の改定がないため、令和元年12月10日をもって発効されている額がそのまま据え置きとなる)。